

業務の適正を確保するための体制等の整備について

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務の適正を確保するために必要な体制を以下のとおり整備し運用する。

1 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、法令や企業倫理、社内規程等の遵守の徹底を図るため、常務取締役を委員長とし、社外の中立委員を含めた「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス経営への取り組みを推進する。
- (2) 取締役は、当社のコンプライアンス委員会において策定したコンプライアンス行動指針に掲げる「基本方針」と「具体的行動規範」を率先して実践する。
- (3) 取締役会は、その権限等の明確化を図り、取締役の職務執行を有効に監督するため定められた取締役会規則に則って、重要事項を決定するとともに、業務執行の監督にあたる。
- (4) 取締役会は、その監督機能の有効性を高めるため、社外取締役の設置等により、当社から独立した立場から助言等を受ける。
- (5) 取締役会、取締役は、監査役が適法性を欠くおそれのある事実、あるいは会社へ著しい損害を与えるおそれのある事実等に対して勧告及び助言を行った場合は、これを尊重する。
- (6) 当社は、必要に応じて意見を聞けるよう弁護士等の外部の専門家と契約を結ぶ。

2 取締役の職務執行に係る情報の保存・管理に関する体制

- (1) 当社は、取締役の職務の執行に係る情報について、取締役会規則、文書取扱規程等に従って、議事録、稟議書その他定められた文書を作成し、定められた期間これを保存・管理する。

3 損失の危険の管理に関する規程、その他の体制

- (1) 法令、定款及び取締役会規則で定める重要案件は、取締役会で決議することにより、様々な経営リスクに包括的に対応していく。
- (2) 契約事務規程や文書取扱規程等の社内規程の整備により、組織的・系統的に外部・内部リスクに対応していく。

4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、取締役会において、毎事業年度の事業計画など事業に関する基本事項を決議するとともに、その進捗状況を四半期ごとに開催する取締役会に報告し、経営計画のマネジメントを行う。

- (2) 当社は、常勤役員会を定期的に開催し、取締役会に諮る重要事項について審議するとともに、業務執行に関する基本的事項に係る意思決定を機動的に行う。

5 従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 法令・倫理遵守のための行動規範となるコンプライアンス行動指針を定め、従業員に対し、その「基本方針」と「具体的行動規範」を周知するほか、研修等を行い、コンプライアンスの徹底を図る。
- (2) 違反行為の早期発見・是正を図るため、中立弁護士を専任対応者とした「コンプライアンス相談窓口」を設置するとともに、コンプライアンス相談窓口運営要領にて相談者に対し当該相談を行ったことを理由とした不利益な取扱いを行うことを禁止する。

6 監査役の職務執行の実効性を確保するための体制

(1) 監査役を補助する従業員の体制

ア 当社は、監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合には、社員数の規模及び業務量等を勘案した上で、適切な人員配置について検討する。

イ 監査役を補助する従業員の人事については、取締役社長と監査役が意見交換を行い、取締役からの独立性に配慮し、監査役からの指示の実効性を確保する。

(2) 監査役への報告に関する体制

ア 監査役が取締役会に出席するほか、常勤監査役は、常勤役員会及びコンプライアンス委員会等主要な会議に出席し、重要な決定事項や報告を把握できることを確保する。

イ 重要案件の決裁文書については、社内規程に基づく決裁後、常勤監査役に回付を行うことにより、業務執行の報告を随時行える体制を確保する。

ウ 取締役は、職務執行に関し重大な法令・定款違反及び不正行為の事実、又は当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは、直ちに監査役又は監査役会に報告する。

エ 取締役及び従業員は、監査役から職務執行に必要な事項に関して報告を求められた場合には速やかに応じる。

オ 監査役へ報告した取締役及び従業員に対し、当該報告を行ったことを理由とした不利益な取扱いを行うことを禁止する。

(3) その他監査役の監査の実効性を確保するための体制

ア 当社は、監査役がその職務を執行するにあたり必要な経費は、監査役の請求に応じてこれを支出する。

イ 取締役社長及び取締役並びに会計監査人は、必要に応じて監査役と意見交換を行う。